

早池峰

学校教育目標
郷土の誇りを胸に未来へ向けて
たくましく生きる児童の育成
まなび合う子ども 心かよい合う子ども
きたえ合う子ども



HPはこちら↑

令和7年7月2日(水) 第13号

多くの学びと貴重な体験をしました！

～5・6年宿泊学習 & 1～4年遠足～

6月25日(水)と26日(水)の2日間、5・6年生が陸前高田市にある岩手県立野外活動センターで宿泊学習を行いました。本校では5・6年生が隔年で修学旅行と宿泊学習を行っており、今年度は宿泊学習の年となっております。

前回までは山田町にある陸中海岸青少年の家で活動を行っていたのですが、今回からは復興教育の側面での学習を充実させることなどを主な目的に陸前高田市に行き先を変更しました。

1日目、子どもたちは最初に高田松原津波復興祈念公園及び東日本大震災津波伝承館を訪れ、ガイドの方の説明を受けながら震災の被害の状況やその後の復興の様子などについて学びました。その後、野外活動センターで火起こし体験や野外炊事(カレーライス)、キャンプファイヤーに取り組みました。2日目は海岸に移動し、いかだ体験を行いました。キャンプファイヤーの時は小雨模様でしたが、それ以外は天気にも恵まれ予定通り活動を進めることができました。また、さすが附馬牛小の5・6年生、施設の方などへの挨拶もしっかりし、行動もてきぱきしていました。2日間で学んだことをこれからの学校生活に生かしていくことと思います。



また、1・2・4年生は6月26日(木)に遠足に行ってきました。昨年度は福泉寺・伝承園・カッパ淵が目的地でしたが、今年は附馬牛の自然や文化を体験するため、重湍溪・早池峯神社・ふるさと学校を目的地としました。当日は少し蒸し暑く雨予報も出ていましたが、幸い子どもたちはほとんど雨にあたることもなく、予定通り活動することができました。最初の目的地の重湍溪には小出橋の袂にある広場から往復約 2.2kmの道のりを自分たちの足で元気に歩きました。重湍溪では水量が多く足元も滑りやすかったので川原に降りることはできませんでしたが、川の様子を見学することができました。次に、バスで大出に移動。早池峯神社では随神門から本殿まで、宮司の佐々木まゆみさんに案内していただきながら神社の歴史や祀られている神様などたくさんのことを学びました。そして、その後はふるさと学校に移動。お弁当を食べてから、古い校舎内でのかくれんぼや講堂での「だるまさんの一日」、グループごとに校舎内散策の活動をしました。4年生の子どもたちはリーダーとして活動を進めたり、1・2年生に指示をてきぱきと出したりするなど大活躍でした。早池峯神社で丁寧に説明していただいた佐々木まゆみさん、そしてふるさと学校で案内や事前に準備をしていただいた佐々木義政さんを始め、子どもたちが活動しやすいように整備をしていただいた地域の皆様に感謝申し上げます。

宿泊学習・遠足ともに保護者の皆様には事前の準備など多くのご協力をいただきました。あらためて御礼申し上げます。ありがとうございました。活動の様子はホームページでも紹介していますので、ぜひご覧ください。



裏面に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特措置法等の一部を改正する法律」(給特法)に関する文部科学大臣からのメッセージを掲載しております。こちらをご覧ください。

文部科学大臣メッセージ

～給特法等改正法の成立に当たり、国民の皆様へ～

本日、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる「給特法」等の改正法が成立いたしました。関係する皆様のこれまでのご支援に感謝申し上げます。

これまで、我が国の学校教育が世界的にも高い成果をあげてきたのは、子供たちのために日々尽力されている教師の皆様の献身的な努力と、地域や保護者の皆様をはじめ、子供たちを支えるすべての皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝と敬意を表します。

近年、学校・教師が担う業務が増加し、依然として長時間勤務の課題があります。文部科学省としても、現在の状況を改善しなければ、教師の担い手が失われ、教育の質の低下を招きかねないと強い危機感を抱いています。

「教育は人なり」と言われます。教育の要である教師の皆様が日々生き生きと子供たちに向き合い、その意欲と専門性を最大限に発揮できるよう、改革を加速して進める必要があります。

今回の法改正では、約50年ぶりとなる教員給与の引き上げを実現します。教師の高度専門職としての職責にふさわしい処遇とすることは、教師の社会的評価を高め、教育という営みそのものに対する敬意のある社会とするために必要なものです。

また、働き方改革の取組の「見える化」を実現し、様々な主体が協働して働き方改革を推進する仕組みを構築します。文部科学省は今後速やかに、働き方改革の具体的な方策を明らかにした指針を策定し、教育委員会や学校を支援してまいります。

さらに、学校の人員体制の充実に向けた教職員定数の計画的な改善や、学校や教師を不当な要求などから守り、安心して教育活動に専念のできる環境づくりなども進めます。

教師の皆様が、「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる職場環境を実現し、より多くの方々に教職を目指していただけるよう取り組んでまいります。

文部科学省は皆様と力を合わせて、この改革に取り組んでまいりたいと考えております。

取組を進めるにあたり、各教育委員会や学校が、最も重要な主体であることは言うまでもありません。関係者の皆様におかれましては、今回の法改正も契機として、より一層の改善に向けた取組をお願い申し上げます。

また、教育環境の整備は、地域総がかりで進めていただく必要があります。各地方公共団体の首長の皆様におかれましては、地域の将来を担う人材を育てる学校を支えるため、総合教育会議の場なども通じて、福祉部局等の関係部局や地域の皆様との連携・協働を促進いただくよう、切にお願い申し上げます。

そして、地域や保護者の皆様におかれましては、これまでもコミュニティ・スクールなどを通じて、学校の教育活動にご参画いただいておりますが、教師が教師でなければできない業務に注力できるようにすることが、子供たちへのより良い教育につながることをぜひご理解いただき、さらなるご協力をお願い申し上げます。

皆様方のより一層のご理解・ご協力を、重ねてよろしくお願い申し上げます。

令和7年(2025年)6月11日
文部科学大臣 あべ 俊子